

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

浜田市長 久保田 章市 様

登録申込者 住所
氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先

空き家バンク登録申込書

空き家バンクへ登録したいので、浜田市空き家バンク事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 登録内容等は、空き家バンク登録カード(様式2号)に記載のとおりです。
- 2 次に掲げるすべての事項に同意します。
 - (1) 市長が当該空き家及びその所有者等の確認を行うため、住宅図面及び登録申込者(納税義務者)に係る固定資産税名寄帳兼課税台帳を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
 - (2) 市長が当該空き家の現地調査(写真撮影を含む。)を実施する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に登録内容を情報提供すること。
 - (3) 市長が浜田市ホームページにおいて登録された物件の紹介(写真掲載を含む。)をすること。
 - (4) 市長が空き家バンク登録台帳に登録された内容を利用希望者に閲覧させ、又はその写しを交付すること。
 - (5) 空き家の登録に際して市長が私の市税の納付状況について調査すること。

《注意事項》

- 1 浜田市は情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空き家所有者等と利用希望者間で行う交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。
- 2 空き家所有者等と利用希望者間の交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 3 交渉、契約等について、宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 4 浜田市個人情報保護条例(平成17年浜田市条例第21号)の規定に基づき、空き家の登録の申込みに係る個人情報は、利用希望者及び宅地建物取引業者への提供のほか、この事業の目的以外の目的に利用しません。
- 5 賃貸・売買で得た所得は、不動産所得又は譲渡所得等に該当しますので、確定申告または市への申告が必要となります。